

南山大学課外活動取扱要項

(目的)

第1条 この取扱要項は、本学における課外活動団体（以下「団体」という。）の健全な発展と教育研究との調和を目的として、必要な事項を定めるものとする。

(課外活動の目的)

第2条 課外活動は、人間の尊厳を尊重し、学生の教養と自立性の涵養、社会性の陶冶、学生相互の啓発などの教育的意義にてらして、大学が正課外の教育として推奨するものである。課外活動は、あくまで本学の教育目標である人間形成のための正課を補充する教育の一環であり、正課を妨げるものや大学や社会の秩序を乱すものとなってはならない。

(学生組織)

第3条 本学の団体を統括する学生組織として、体育会および文化会を置く。

(団体の定義)

第4条 団体は、次の各号のいずれかに該当するものを指す。

- 1 体育会または文化会所属の公認団体（以下「第1号団体」という。）
- 2 体育会および文化会に所属していない公認団体（以下「第2号団体」という。）
- 3 準公認団体（以下「第3号団体」という。）
- 4 学生交流センターコアグループ（以下「第4号団体」という。）
- 5 有志団体（以下「第5号団体」という。）
- 6 継続的な活動を目的としない団体（ゼミ活動における課外活動等）およびそれに準ずる個人（以下「第6号団体」という。）

(課外活動の定義)

第5条 課外活動とは、団体が団体として行う一切の活動をいう。

(団体の組織)

第6条 団体は、次の各号に規定する内容を定めることとする。

- 1 団体の名称
 - 2 団体の目的
 - 3 責任者および幹部
 - 4 規約
 - 5 その他、団体の運営上必要とする事項
- ② 前項第2号において、正課および正課に準じるものを妨げるものは、これを認めない。
- ③ 第6号団体は、特に必要とする場合を除き、第1項第4号の規定に関わらず規約を制定しなくてもよいものとする。

(部長、顧問、学生交流センターコアグループ担当教員)

第7条 学長は、団体に対する助言、指導を行うため、本学専任教員の中から次の各号を委嘱することができる。

- 1 第1号および第2号団体に対しては、部長を委嘱する。

- 2 体育会、文化会および第3号団体に対しては、顧問を委嘱する。
- 3 第4号団体に対しては、学生交流センターコアグループ担当教員（以下、「担当教員」という。）を委嘱する。

② 前項第1号および第2号による委嘱は、団体からの届け出に基づき、学生委員会の議を経て、これを行う。また、前項第3号による委嘱は、団体からの届け出に基づき、学生交流センター委員会の議を経て、これを行う。

- ③ 部長、顧問、担当教員の任期は1年とする。ただし、再任および兼任を妨げない。

（団体の設立）

第8条 団体を新たに設立するときは、必要な要件を満たしたうえで、学生部長に申請を行うものとする。

- ② 前項の要件および手続きは、別に定める。

（団体の昇格）

第9条 団体は、定められた要件を満たした場合には、学生部長に次の各号のとおり、昇格の申請を行うことができる。

- 1 第5号団体から第3号団体への昇格申請
- 2 第3号団体から第2号団体への昇格申請

- ② 前項の要件および手続きは、別に定める。

（団体の義務）

第10条 団体は、活動を行う上で、次の各号の義務を負うものとする。

- 1 団体登録
- 2 団体所属員の登録管理
- 3 会計管理
- 4 活動を行う際の申請等手続き
- 5 法令および関係規程の遵守
- 6 危機管理体制の整備
- 7 その他、学生部長が必要と認める事項の履行

（運営上の配慮）

第11条 団体は、本取扱要項第2条に定める課外活動の目的を十分に理解したうえで、次の各号について特段に配慮し、活動を行うものとする。

- 1 個人の自由意思の尊重
- 2 団体内の安全
- 3 ハラスメント防止
- 4 個人情報保護

（学内施設利用）

第12条 団体は、課外活動において、大学が管理する施設を利用する際には、あらかじめ学生部長の許可を得るものとする。

② 団体が学内施設を利用する際は、各施設に定められた規則等に従い、他の利用者との調和を乱さないよう適切に利用しなければならない。

③ 活動にともない、施設や設備、器具等を利用団体の過失により、汚損または滅失等をした場合、利用した団体が原状回復にかかる費用を弁償しなければならない。

（部 室）

第13条 学生部長は、学内部室の利用を希望する第1号、第2号および第3号団体に対して、部室を割り当てることができる。その他、学生部長が特に必要と認める場合は、同様とする。

② 前項の要領については、別に定める。

(団体援助)

第14条 学生部長は、第1号、第2号、第3号および第4号団体に対して必要に応じて、金銭その他必要な備品等の援助を行うことができる。

② 援助内容および手続きについては、別に定める。

(定期試験に係る活動禁止)

第15条 団体は、南山大学試験規程第6条に定める定期試験期間およびその前3日間において、課外活動を行ってはならない。ただし、学生部長が特に必要と認める場合、および個人の活動は、この限りではない。

(課外活動による授業欠席の特別配慮)

第16条 課外活動による授業欠席は、原則として、南山大学授業科目履修規程第16条第1項に定める欠席時数に含まれる。

② 課外活動による授業欠席につき、次に示す特別の理由がある場合に限り、学生部長は、授業担当教員に対し特別配慮依頼を文書により行うことができる。

1 地方大会を勝ち抜き全国大会に選手として出場するとき。全国大会は、西日本、東日本大会を含む。

2 上智大学・南山大学総合対抗運動競技大会に参加するとき。

3 前号に準じる事情があると学生部長が認めるとき。

③ 前項の配慮を希望する団体は、定められた手続きに従い、学生部長に申請するものとする。

(休部)

第17条 一時的に活動を休止しようとする第1号、第2号、第3号および第4号団体は、学生部長に対して休部申請をすることができる。

(廃部)

第18条 第1号、第2号、第3号および第4号団体は、廃部を申請したとき、第1号から第3号団体については、学生委員会の議を経て、第4号団体については、学生交流センター委員会の議を経て、学生部長がこれを認める。

② 休部が2年間にわたり継続した団体は、前項の手続きに準じ、廃部とする。

(休部からの活動再開)

第19条 休部中の団体は、学生部長に対して、書面をもって活動再開を申請することができる。

② 活動再開の手続きは、団体登録の手続きに準じる。

(団体の処分)

第20条 学生部長は、学生委員会の議を経て、団体(第6号団体を除く)に対して、解散、降格および活動停止の処分を行うことができる。

② 前項の要領については、別に定める。

(運用ルール)

第21条 本取扱要項については、別途運用ルールを定める。

(事務取扱)

第22条 本取扱要項に定める課外活動の事務は、学務部学生課が行う。

(取扱要項の改廃)

第23条 この取扱要項の改廃は、学生委員会の議を経なければならない。

附 則

この取扱要項は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要項の改正は、2019年4月1日から施行する。